

中間貯蔵施設検討等事業<復旧・復興>

1,050百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の概要

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う地震と津波により、大量の災害廃棄物が発生している。これらの災害廃棄物の一部は、東京電力福島第一発電所における事故による放射性物質により汚染されている。放射性物質によって汚染された土壌等を円滑かつ迅速に除染・処理するため、平成23年8月26日には原子力災害対策本部より「除染に関する緊急実施基本方針」が示された。

同日、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性汚染対処特措法)が成立した。さらに今秋には、対策地域および特定基準に関する環境省令が公布される予定である。これらにより、指定地域内の災害廃棄物(対策地域内廃棄物)および、指定地域外であっても放射性物質による汚染状態が基準を超えるもの(指定廃棄物)については、国がその処理を実施する事が定められた。よって、放射性物質汚染対処特措法に基づいて、国は対策地域内廃棄物および指定廃棄物の処理を迅速に行う必要がある。一方で、除染によって出てくる土壌等や、一定以上の濃度の放射性物質に汚染された廃棄物を適切に保管するためには、中間貯蔵施設の整備が急務である。そこで、中間貯蔵施設の整備に向けた調査検討を行う。

2. 事業計画(業務内容)

中間貯蔵施設の整備に向けた調査検討をするため、下記事業を行う。

- ①放射性物質中間貯蔵・焼却技術等の検討
- ②中間貯蔵施設の候補地等の検討
- ③除染・汚染廃棄物処理の計画策定

3. 施策の効果

中間貯蔵施設の整備に向けた調査検討の促進。

中間貯蔵施設検討・整備事業

背景・目的

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う地震と津波により、大量の災害廃棄物が発生している。これらの災害廃棄物の一部は、東京電力福島第一発電所における事故による放射性物質により汚染されている。放射性物質によって汚染された土壌等を円滑かつ迅速に除染・処理するため、平成23年8月26日には「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が成立した。これにより、指定地域内の災害廃棄物および、指定地域外であっても放射性物質による汚染状態が基準を超えるものについては、国がその処理を実施する事が定められた。

よって、放射性物質汚染対処特措法が施行される平成24年1月に向けて、国は対策地域内廃棄物および指定廃棄物の処理を迅速に行う必要がある。一方で、除染によって出てくる土壌等や、一定以上の濃度の放射性物質に汚染された廃棄物を適切に保管するためには、中間貯蔵施設の整備が急務である。



事業概要

中間貯蔵施設の整備に向けた調査検討を進めるため、下記事業を行う。

- ①放射性物質中間貯蔵・焼却技術等の検討
- ②中間貯蔵施設の候補地等の検討
- ③除染・汚染廃棄物処理の計画策定